

### 卒業の認定に関する方針について

理学療法士法及び作業療法士法ならびに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を遵守し、以下の教育課程における単位を取得した者に対して卒業を認定する。

#### 卒業の認定について

【学則 第五章 第 25 条】医療専門課程における卒業の認定は次のとおりとする。

- ① 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。
- ② 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士（医療専門課程）の称号を付与する。
- ③ 学科長は、卒業を認定したものに対し本校所定の卒業証書を授与する。
- ④ 本校を卒業した者には、次の国家試験受験資格が与えられる。

理学療法学科：理学療法士国家試験受験資格

作業療法学科：作業療法士国家試験受験資格

【細則 教育課程の履修、評価および卒業の要件】（卒業の要件）

第 13 条 次の卒業に必要な単位を修得すれば卒業を認める。

#### 1) 理学療法学科

分野	旧単位	新単位
基礎分野	14	14
専門基礎分野	28	33
専門分野	61	72
合計	103	119

#### 2) 作業療法学科

分野	旧単位	新単位
基礎分野	14	14
専門基礎分野	33	36
専門分野	61	70
合計	108	120

※旧単位…2019 年以前入学者 / 新単位…2020 年以降入学者

【単位の計算方法】学則第 21 条による

1 単位の授業科目を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。1 単位：15～30 時間（講義・演習）、30～45 時間（実験・実習・実技）、45 時間（臨床実習）

以上